

■令和 6 年度清須市地域包括ケアシステム推進委員会の取組について

地域包括ケアシステム推進委員会は『地域包括ケアシステム推進委員会設置要綱』に基づき、清須市地域包括ケアシステムの構築を目的として設置しており、令和 6 年度は以下のとおり開催する。

1 令和 6 年度地域包括ケアシステム推進委員会の概要

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 に規定する地域支援事業を円滑に推進し、医療、介護、予防、住まい及び生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を総合的かつ計画的に実施するために清須市地域包括ケアシステム推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(1) 委員会の協議内容（第 2 条）

- ・認知症施策の推進事業の取組に関すること。
- ・在宅医療・介護連携推進事業の取組に関すること。
- ・生活支援・介護予防の基盤整備の取組に関すること。
- ・地域ケア推進会議の取組に関すること。
- ・消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）に関すること。

(2) 委員の選任（第 3 条）

福祉団体の代表者、学識経験者、住民の代表者、医師、歯科医師、薬剤師、関係行政機関の職員、介護事業所の職員、地域ボランティア関係者の中で市長が選任する。

(3) 任期（第 4 条）

委員の任期は、2 年（令和 5 ～ 6 年度）とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 委員長及び副委員長（第 5 条）

委員会に委員長及び副委員長 1 人を設置する。委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。議長は会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

2 令和 6 年度推進委員会の開催計画

委員会の開催は年度内に 3 回（令和 6 年 8 月・1 2 月・令和 7 年 3 月）を予定しており、以下の議題（予定）にて協議を行います。

委員会開催日程（予定）

開催月	議題	内容
令和 6 年 8 月	・地域包括ケアシステム推進委員会の取組について ・地域ケア推進会議の取組状況 ・消費者安全確保地域協議会の概要	・令和 6 年度推進委員会の概要、開催計画 ・地域ケア会議の個別ケース課題から見た政策形成について ・消費者安全確保地域協議会について
1 2 月	・生活支援・介護予防の基盤整備の取組状況	・一般介護予防事業の状況と今後のあり方
令和 7 年 3 月	・認知症施策の推進事業の取組状況 ・在宅医療・介護連携推進事業の取組状況	・認知症施策の取組状況 ・在宅医療・介護連携推進事業の取組状況